

茨城県報

第5160号

昭和39年 6 月10日

水 曜 日

(明治35年 3 月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●豚コレラ予防指定の一部改正	1
●小売販売業者登録	1
●毒物劇物取扱者試験の施行	2
●計量器販売事業登録	3
●建築基準法道路指定 (4 件)	3
●青少年に有害な興行ならびに図書の指定	4
●木材業者登録	5
●計量器販売事業登録	5
●豚コレラ予防指定の一部改正	6

公 告

●土地改良区役員の退任	6
●建築許可に関する聴聞 (4 件)	6

告 示

茨城県告示第877号

家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定 (昭和36年茨城県告示第1008号) の一部を次のとおり改める。

昭和39年 6 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 栃木県下都賀郡を削除し、栃木県宇都宮市を加える。

茨城県告示第878号

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第 103 号) 第22条の 2 の規定にもとづき次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和39年 6 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

米穀小売販売業者 (とう精業者) 登録名簿

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称	及 び	氏 名
鹿振 97	39. 5. 19	鹿島郡波崎町須田576	田山商店	田	山 正三郎
西振 230	39. 5. 31	結城郡石下町本豊田132の 1	高	田	弘

茨城県告示第879号

毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行する。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

試 験 期 日	種 別	場 所	願書締切期日
8月11日 午前10時～正 午	筆 記	水戸市北三の丸 茨城県立水戸第一高等学校	7 月 30 日
8月11日 午後1時～午後5時	実 地	同 上	

都合により試験期日及び場所を変更したときは、出願者に通知する。

1 受 験 資 格

毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第8条第2項の各号の一に該当しない者。

2 提 出 書 類

ア 受験願書 1 通

（毒物及び劇物取締法施行細則第1号様式）

イ 履 歴 書 1 通

ウ 戸籍抄本 1 通

エ 写 真 1 葉

手札型、正面、半身無帽で出願前6カ月以内に撮影したもので、試験願書と同じ大きさの紙に張り付け、その台紙に氏名、年令及び撮影年月日を記入すること。

オ 医師の診断書 1 通

精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

おし、つんぼ、盲又は色盲でない旨の診断書。

3 手 数 料

法第23条第1項第5号の規定による手数料金500円は、茨城県収入証紙を願書にちよう付して納付すること。（ただし、消印しないこと。）

4 願 書 提 出 先

水戸市北三の丸119

茨城県衛生部医薬務課

5 受験票の受領等

受験票は、出願者あて郵送するから昭和39年8月6日までに受験票が到着しない場合は、上記医薬務課まで問い合わせること。

1 受験願書様式

収入証紙ちょう付欄

500円

毒物劇物取扱者試験願書

本籍

住所

氏名 ふりがな

年 月 日生

毒物及び劇物取締法施行規則第7条

毒物及び劇物取締法第8条第3項(農業用)の規定による毒物劇物取扱者試験を受験したいの
毒物及び劇物取締法第8条第5項(限定)

で関係書類を添えてお願いいたします。

年 月 日

氏名

印

茨城県知事 岩 上 二 郎 殿

茨城県告示第880号

計量法第47条第1項の規定により、次のとおり計量器販売事業を登録した。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

はかり、分銅、おもり、力計及び繊度計

登録番号	登 録 日 年 月 日	店 舗 の 所 在 地	氏 名 又 は 名 称
第 397 号	39. 5. 27	水戸市泉町一丁目1128番地	株式会社 志 満 津
時 間 計			
第 36 号	39. 5. 27	日立市幸町一丁目五番9の202号	立石電気販売株式会社

茨城県告示第881号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和39年6月10日

指 定 の 位 置 那珂郡東海村舟石川字石橋向813〜10

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 68.8 m

茨城県告示第882号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和39年6月10日
指 定 の 位 置 日立市滑川町字烏沢26～5
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 26.6 m

茨城県告示第883号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和39年6月10日
指 定 の 位 置 竜ヶ崎市小通幸谷町北浦13の2
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 44 m

茨城県告示第884号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和39年6月10日
指 定 の 位 置 北相馬郡取手町大字台宿字西原476
道路の幅員及び長さ 幅員 4.5 m
延長 44.2 m

茨城県告示第885号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により、青少年に有害なものとして次の興行を指定した。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

興 行 の 部

指 定 番 号 第 25 号

指 定 年 月、日 昭和39年6月10日

題 名 等 映画「肉体の門」

製 作 所 日 活 映 画

指 定 理 由 頽廢的な物語りのなかで、著しく性的感情を刺激し、粗暴性、残虐性が随所に見受けられ、そのうえ犯罪を誘発助長するおそれがある。

茨城県告示第886号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、下記の者を木材業者等として登録したのと同条第3項の規定により告示する。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登 録 年 月 日	登録番号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者 氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	

第 一 種 業 者 登 録

39. 4. 13	北振第2号	東京都太田区西糺 谷4丁目29の18	石邑木材 株式会社	石邑 義次	左記名称に 同じ	茨城県郡美 野里町堅倉	
"	" 3 "	水戸市北三の丸 119	茨城県木材 協同組合連 合会	鈴木 重明	"	住所に同じ	

第 四 種 業 者 登 録

39. 4. 13	北振第3号	那珂郡那珂町大宮 下江戸1153	斎藤正明商 店	斎藤 正明	左記名称に 同じ	住所に同じ	
-----------	-------	---------------------	------------	-------	-------------	-------	--

茨城県告示第887号

計量法第47条第1項の規定により、次のとおり計量器販売事業を登録した。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

長さ計(ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロックゲージ及び回転尺を除く)

登録番号	登 録 年 月 日	店 舗 の 所 在 地	氏 名 又 は 名 称
第 382 号	昭和39年6月10日	日立市多賀町1003番地	鈴 木 哲 男
" 383 "	"	竜ヶ崎市3458番地	倉 沢 印 刷 株式会社

温度計、仕事計、工率計、熱量計、流量計、粘度計、密度計、濃度計、周波数計(回転計を除く)、光度計、光束計、照度計、騒音計、屈折度計、湿度計、比重計及び耐火度計

(第三種郵便物認可)

登録番号	登録年月日	店舗の所在地	氏名又は名称
第520号	昭和39年6月10日	那珂郡東海村舟石川804番地	荒木田 泰 昌
〃 521 〃	〃	勝田市大字武田1116番地	佐々木 昭 雄

茨城県告示第888号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のとおり改める。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 栃木県那須郡及び埼玉県加須市を加える。

公 告

●土地改良区役員の退任

稲敷郡東村大字本新に事務所をおく本新土地改良区から下記のとおり役員が退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡東村本新65	理 事	細 谷 登喜雄	理 事 長

なお、理事長に菅沢守恒が就任した。

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行います。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日	昭和39年6月22日午後3時
聴 聞 場 所	水戸市元吉田町大字天神下2735の1
聴 聞 事 項	住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。 原動機を使用する塗料の吹付(一般塗装工場の新築)
申請者住所氏名	水戸市水門町588 小 林 寿 良
建築物構造規模	木造1部鉄骨造平家建21坪新築 原動機1HP新設
建築物の位置	水戸市元吉田町大字天神下2735の1
敷 地 面 積	316坪

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行います。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和39年6月15日午前11時
聴 聞 場 所 水戸市見和町字下横町300の4
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
床面積の合計が50m²をこえる自動車車庫(倉庫付車庫の新築)
申請者住所氏名 水戸市松本町1の2403
田 沢 七 郎 平
建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺60坪新築, 既存40.22坪(住宅)
建築物の位置 水戸市見和町字下横町300の4
敷 地 面 積 301.7坪

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行います。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和39年6月16日午後2時
聴 聞 場 所 日立市平和町1の6の10
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
飲食店を料理店に用途変更
申請者住所氏名 日立市平和町1の6の10
熊 谷 チ エ
建築物構造規模 木造平家建セメント瓦葺10.125坪用途変更, 既存17.5坪(住宅)
建築物の位置 日立市平和町1の2334
敷 地 面 積 56.75坪

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行います。

昭和39年6月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和39年6月16日午前11時

聴 聞 場 所 日立市鹿島町2の9の9

聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に關すること。
飲食店を料理店に用途変更

申請者住所氏名 日立市鹿島町2丁目9の9
緑 川 と よ

建築物構造規模 木造2階建セメント瓦葺18.25坪用途変更, 既存10坪(住宅)

建築物の位置 日立市鹿島町2の2041

敷 地 面 積 33.93坪

~~~~~

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)  
休日の場合は繰り下ぐ(金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所